平成２９年（フ）第４０２２号
大阪市平野区平野宮町２丁目８番３号　403
債務者　竹内　直登
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７９号
大阪府東大阪市高井田西２丁目１番３号　玉栄マンション　202号、前住所大阪府東大阪市足代新町20番１号
債務者　メガネショップあらおことあらおメガネこと　荒尾　信邦
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５０号
大阪市住之江区住之江３丁目９番11号　住之江Ｉ番館　302
債務者　瀬戸丸新之助
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２５号
大阪府摂津市三島３丁目16番22号
債務者　五十田敬子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５４号
大阪市生野区田島３丁目２番24号
債務者　石島　　薫（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８８号
大阪府寝屋川市田井町26番17号
債務者　二戸　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４１号
大阪市大正区平尾３丁目22番７号
債務者　吉村京子こと　黄　　連姫
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４５号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―627号
債務者　山内　一美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４９号
大阪市淀川区宮原４丁目５番33―503号
債務者　加藤　彩子（旧姓田野）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５２号
大阪府箕面市西小路３丁目13番25号(101号)、前住所大阪府箕面市箕面４丁目９番17―375号
債務者　藤井　尚美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５３号
大阪府寝屋川市高柳１丁目３番８号
債務者　山本千奈美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５９号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番12号ケア・パレス平野苑Ⅱ、前住所大阪市平野区瓜破東１丁目11番４―605号
債務者　木村田鶴子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６１号
大阪市西成区玉出西１丁目11番20号　光和ビル　203
債務者　黒田　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６号
岡山県津山市山方1230番地１
債務者　大倉　妙子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２４５号
香川県高松市屋島西町2292番地１　屋島ハイツＡ棟101号
債務者　増田　義信
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８号
長崎県五島市上大津町228番地２
債務者　桑原　孝徳
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第２８号
沖縄県名護市宮里７丁目６番７―207号　名座喜マンション
債務者　崎濱百合恵（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
那覇地方裁判所名護支部